

(目的)

第1条 本規程は、東京臨海病院（以下「当院」という。）の入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため患者と家族等の面会（以下「面会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることをふまえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、可能な限り対面での面会機会を確保することを基本方針とする。

(面会時間、人数、回数)

第3条 面会時間、人数、回数は、感染症流行時等により変更することをふまえ、最新のものを入院案内、院内掲示及び病院ホームページに掲載する。

(感染症流行時等の対応)

第4条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会時間の短縮
- (2) 面会場所の制限
- (3) 面会の一時停止

2. 第1項による措置は、感染状況をふまえ感染予防対策委員会等の関連委員会で検討後、執行部会議にて決定する。
3. 第1項の措置を講じている場合であっても、病状説明、重症患者、終末期等の場合は面会を認めることがある。

(面会者)

第5条 面会者は原則として次の者とする。

- (1) 中学生以上の家族またはキーパーソンとする。ただし、患者の心理的安寧に寄与すると判断される場合はその限りではない。
- (2) 集中治療室の面会は家族のみとする。

(面会における留意事項)

第6条 次のいずれかに該当する者は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している、またはその疑いがある場合
- (3) 過去2週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) 小学生以下
- (6) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

(面会場所)

第7条 面会場所は原則として入院病棟の病室及びデイルーム、デイコーナーとする。

(面会手順)

第8条 面会者は、面会開始時間から17時30分までは1階正面玄関の面会受付、17時30分以降と休診日は、時間外出入口の守衛室受付にて「面会バッジ」を受け取り着用し、面会者カードに必要事項を記載後、病棟のステーションで提出し、面会する。

(時間外の面会及び特例)

第9条 病状説明、入退院当日、手術、重症、終末期等の事情により時間外の面会の必要がある場合は、担当医等の判断で時間外の面会及び制限を超えた面会を許可する。

- (1) 第1項による時間外の面会を許可した家族等に、面会許可書を入院病棟が発行する。
- (2) 時間外に面会をする者は面会許可書に必要事項を記載し、面会時に受付に提示する。
- (3) その後の面会手順は第8条に準ずる。

(面会時の感染対策)

第10条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること。
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること。

(面会中の遵守事項)

第11条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の治療・検査が優先されることをあらかじめ了承すること。
 - (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
 - (3) 酒気を帯びて面会してはならない。
 - (4) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。ただし、担当医の許可がある入院患者の場合、面会者が差し入れしたものを入院患者が飲食することは可能とする。
 - (5) 生花を持ち込んではない。
2. 病院職員は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会制限)

第12条 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合には、面会を制限することがある。

(周知)

第13条 本規程の内容は、入院案内、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者及び家族等へ周知する。

(規程の改訂)

第14条 病院運営状況や社会情勢の変化等をふまえ、本規程の見直しが必要な場合は、関係部署にて検討後、執行部会議の決定を経て改訂する。

付 則 この規程は、令和8年6月1日から施行する。